

認定鳥獣捕獲等事業者
事業管理責任者研修実施要領

平成31年3月

発行 環境省自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室

－ 目 次 －

(1) 研修実施要領について	1
(2) 研修の受講対象	1
(3) 研修の開催方法	1
(4) 研修カリキュラムの作成	1
(5) 講師の選定	3
(6) 研修のポイント	4
(7) 研修の進め方	8

(1) 研修実施要領について

この研修実施要領は、認定鳥獣捕獲等事業者が捕獲等事業を受託し、適切に業務を遂行するための基礎知識を学ぶ研修を、都道府県が実施することを想定して作成しています。研修が適切に実施されるよう、研修の開催方法、講師選定の考え方、研修の進め方等について定めたものです。

研修を開催する都道府県のご担当者様は、本実施要領を踏まえ、適切な講師を選定し、適切なカリキュラムを作成し、研修を開催してください。

(2) 研修の受講対象

この研修では、各都道府県が発注する鳥獣捕獲等事業の入札のルールや、契約に係る事務手続き等について網羅することを想定しているため、受講対象となる認定鳥獣捕獲等事業者は、研修を主催する都道府県内で捕獲等事業を実施したことがある、あるいは実施する意図がある認定鳥獣捕獲等事業者が挙げられます。したがって、研修を主催する都道府県においては、自身が認定した事業者以外にも幅広く研修の参加を呼び掛けることが望まれます。

また、この研修では、捕獲等事業特有の内容に限らず、法人として対応すべき法令等についても網羅しています。したがって、認定鳥獣捕獲等事業者の事業管理責任者だけでなく、役員といった法人の経営的立場にある者も受講対象者に含まれます。

(3) 研修の開催方法

研修の開催方法について特に定めはありませんが、研修を実施する都道府県は、適切な講師を選定し、適切なカリキュラムをたて、集合型の研修とすることが望まれます。捕獲等事業を発注する予定のある都道府県は、発注前の適切な時期に実施することが望ましいでしょう。

(4) 研修カリキュラムの作成

研修カリキュラムは、テキストの全ての項目を網羅する必要はありません。テキストの内容を精査し、重点的に研修したい項目のみピックアップして実施することも可能です。また、特に第4章に記載の指定管理鳥獣捕獲等事業の内容は、都道府県によって説明する内容を取捨選択したり、アレンジを加えて研修することが望まれます。次ページに、テキストの全ての項目を組み込んだ場合の標準カリキュラムを示しますので、参考にしてください。

表 事業管理責任者研修カリキュラムの例

時間割	項目	主な内容
10：00～10：45 (45分)	科学的・計画的な鳥獣の保護 及び管理	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の鳥獣保護管理の現状 (被害の深刻化、これまでの個体数 管理) 鳥獣の捕獲の担い手に係る現状と 課題 科学的・計画的な鳥獣保護管理の 必要性 鳥獣の管理の強化
10：45～11：30 (45分)	認定鳥獣捕獲等事業者に関連 する法令	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護管理法の目的、施策体系、 各主体の役割等 鳥獣捕獲等事業に関連する各法令 その他、法人組織や契約、労務管理 などに関する法令
11：30～12：30	昼食・休憩	
12：30～13：00 (30分)	認定鳥獣捕獲等事業者制度の 詳細	<ul style="list-style-type: none"> 認定要件 認定申請手続き、認定後に求めら れること 認定内容の変更・更新等の手続き
13：00～14：30 (1時間30分)	指定管理鳥獣捕獲等事業	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理鳥獣捕獲等事業の概要 事業の流れ 事業受託に必要な準備 入札と契約 事業受託後の事業の流れ

(5) 講師の選定

研修は、講師が重要な役割を果たします。講師は、講習の項目に応じて、鳥獣保護管理に関する知識や経験が豊富な方、安全管理に関する知識や経験が豊富な方、都道府県の事業の発注や業務管理等に精通している方が考えられます。自らの組織に適当な者がいない場合は、外部の専門家に講師を依頼する等、外部の講師を活用することも考えられます。カリキュラムごとに想定される講師を例示しましたので、参考にしてください。

表 項目ごとの想定される講師の例

項目	想定される講師の例
科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理	・ 鳥獣保護管理に関する知識や講師等の経験が豊富な方 ※人材登録制度の活用を推奨
認定鳥獣捕獲等事業者に関連する法令	・ 関係する法令を所管する担当部局職員の方
認定鳥獣捕獲等事業者制度の詳細	・ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定事務担当部局職員の方
指定管理鳥獣捕獲等事業	・ 鳥獣捕獲等事業を発注する担当部局職員の方 ・ 契約・経理担当部局職員の方 ・ 鳥獣捕獲等事業を受注した経験が豊富な事業管理責任者等 ※人材登録制度の活用を推奨

◇◇ 鳥獣保護管理に係る人材登録制度 ◇◇

鳥獣保護管理に係る人材登録制度は、鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組みです。

「鳥獣保護管理捕獲コーディネーター」（管理計画等の実施の際、現場において適切な捕獲方法の指導、集落等への出没対策や鳥獣による被害防止対策等の助言、指導を行う者）等、講師としてふさわしい知識や経験を持つ方が登録されていますので、ぜひご活用ください。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

(6) 研修のポイント

ここでは、研修テキストの各項目について、テキスト作成時の課題設定を踏まえ、講習する際の基本的なポイントをお示しします。

また、研修の際には、基本的なポイントに加えて、自県で実施している指定管理事業等を踏まえ、その県で認定事業者が必要としている技能について適宜盛り込む必要があります。

項目	ポイント
科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理	<p>➤ 認定事業者は科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の一端を担う</p> <p>鳥獣の保護及び管理を進めるためには、その生息状況や被害の状況をできる限り客観的に把握し、適切な対策を選択する必要があります。選択した対策の妥当性は、対策を実施した結果を分析することで評価が可能になります。評価の結果を受けて、選択する対策等を改善します。このことを順応的管理と言いますが、順応的管理には、データの蓄積と分析が重要です。研修では、受託した捕獲等事業において認定事業者が必要な作業記録を残し、選択した対策の改善に資するデータを提供することで、鳥獣の順応的管理の一端を担っていることを指導してください。</p> <p>※応用ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の鳥獣の生息状況（推定生息数、密度） ・ 自県の特定期間の内容 ・ 対策の進捗状況 ・ 自県の指定管理事業で実施したデータの分析 <p>➤ 発注者と従事者に対して果たすべき認定事業者の責務は大きい</p> <p>認定事業者は、発注者と従事者の間に立ち、大きな責任とリスクを背負って事業を実施していくことが求められます。発注者に対しては、事業の請負者として契約上の責任を果たす必要があります。その責任を果たすためには、事業を遂行するために必要な従事者を確保し、技術的な訓練を行い、指揮命令系統のもとで適切に業務の管理をすることが求められます。すなわち認定事業者は、従事者を適切な条件で雇用し、その技術力を高め、安全に働いてもらう労働環境を確保する責任を果たす必要があります。研修では、認定事業者が発注者と従事者に対し大きな責務を背負っていることを理解していただくよう指導してください。</p>

<p>認定鳥獣捕獲等事業者に関連する法令</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法令全般については時点修正が必要 <p>テキストに記載されている法令は、研修時に改正されている可能性もあります。研修時には必ず最新情報を収集し、適宜修正の上、研修してください。</p> ▶ 法人組織や契約、労務管理などに関する法令も重要 <p>認定事業者は、鳥獣捕獲等事業に関連する法令遵守はもとより、法人の運営や契約、労務管理などに関して、一般的に適用される法令についても遵守する必要があります。テキストでは、いくつかの法令について取り上げましたが、その詳細までは解説していません。必要に応じて、関係省庁等のHPを参照するなど、研修内容を工夫してください。</p>
<p>認定鳥獣捕獲等事業者制度の詳細</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 鳥獣捕獲等事業の認定を受けるための要件が変更 <p>H30年5月の鳥獣保護管理法施行規則の改正に伴い、捕獲従事者の人数要件が変更されました。また、認定事業者から収集した情報を整理し、鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績について、具体的な事例を紹介しました。研修では、これらについて受講者へ情報提供いただき、認定事業者としての活動が継続できるよう指導をお願いします。</p> ▶ 認定内容の変更・更新等の手続き <p>テキストでは、認定内容の変更・更新の具体的な手続きについて記載しています。研修では、これらについて受講者へ情報提供いただくとともに、各都道府県独自の基準があれば、合わせてご説明ください。</p>
<p>指定管理鳥獣捕獲等事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定管理鳥獣捕獲等事業の流れを理解する <p>指定管理鳥獣捕獲等事業に関する発注者、受注者それぞれの事務フローについて記載しましたので、全体的な流れの理解を深めるよう指導してください。</p> ▶ 事業の受託に必要な準備を理解する <p>認定事業者が事業を受託するために必要な手続きや人員確保、運転資金の確保について理解を深められるよう指導してください。</p> ▶ 入札の仕組みについて理解を深める <p>入札参加条件の設定、入札方法の特徴、独占禁止法が規制する禁止行為について理解を深められるよう指導してください。また、入札額を見積も</p>

	<p>るためには、発注者が示す仕様書等の設計図書の内容を読み解くことが求められます。予定価格を決定する際に作成する設計図書について、研修を実施する都道府県の一般的な考え方を研修していただくようお願いします。</p> <p>➤ 契約</p> <p>契約とは、発注者が仕様を定めた業務を受注者が履行し、その対価として発注者が受注者に対し契約金を支払うことを、両者が約束することです。契約が成立すると、発注者と受注者に様々な債務が発生します。発注者の責務とは、受注者が適切に業務を完了したことが認められた場合には、契約書に示された期日までに、受注者に契約金を支払うことであり、受注者の責務とは、定められた期日までに適切に業務を完了することです。研修では、契約を締結することの重みを理解していただくよう指導をお願いします。</p> <p>また、指定管理鳥獣捕獲等事業の一部を再委託する場合、再委託できる者は、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に該当することが求められます。自社のみでは遂行できない業務を受注した場合の再委託について、理解を深める研修をお願いします。</p> <p>仕様書の内容や打合せで合意した事項に、変更が必要になった場合、発注者と協議をし、変更の方針について必ず書面により合意を得ることが必要となります。そのため、変更協議に必要となるデータや資料を整理することの重要性を指導して下さい。</p> <p>➤ 事業受託中に必要となる保険</p> <p>テキストでは事業受託中に必要となる保険について、一般的な種類を解説しています。研修を実施する都道府県で求めている水準があれば、適宜修正加筆の上、指導してください。特に民法上の使用者責任を問われた場合に備え、任意の業務災害保険があることについても触れていただくようお願いします。</p> <p>➤ 計画的な事業の実施が重要</p> <p>ここでは、指定管理鳥獣捕獲等事業を受注した後の進め方について解説しています。指定された地域や期間、捕獲目標や事業量等の仕様の範囲の中で、捕獲作業を実施する地点や時期、用いる捕獲方法について、事前調</p>
--	---

	<p>査の結果を踏まえ、業務計画を立てて事業を遂行することの重要性を指導してください。</p> <p>事前調査は、指定管理鳥獣捕獲等事業をより安全で効率よく実施するための調査であり、業務計画立案のために必要な項目を網羅的に確認することが求められます。また、業務計画書とは、事業の具体的な進め方や最終的な事業の成果物を記載し、発注者、受託者双方の認識にずれがないことを保証する文書であることを説明してください。関係機関との調整においては、発注者や地元の行政機関が行うべき内容と、受託者が行うべき内容を十分検討し、役割分担をすることが重要です。予定している事業の内容を踏まえ、実際の事業に合致した方針を指導してください。</p> <p>※応用ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自県の指定管理事業実施計画 ・ 自県で実際に実施している事前調査の内容・結果 <p>➤ 捕獲作業の実施</p> <p>捕獲作業において報告や確認が必要な項目については、報告様式やチェックシート等の作業記録を作成し、もれなく確認できるよう準備することが必要です。作業記録の様式は、受注した事業ごとに発注者と十分協議のうえ決定する必要があるため、実際の事業で用いる様式があれば、それについて指導してください。</p> <p>事業管理責任者は、業務計画書の中から捕獲作業に関係する項目だけを抜粋し、作業全体の流れや作業項目を整理した、事業従事者向けの作業マニュアルを作成するよう心がけることが重要です。また、事業管理責任者は、捕獲作業が始まる前に捕獲従事者向けの研修を実施する等、作業に関わる誰もが安全かつ正確な捕獲作業を実施し、作業内容を記録できるよう準備する必要があります。捕獲現場で未然に事故を防止するためには、安全管理規程だけでなく、より様々な場面での具体的な対応等を定めた安全管理マニュアルの整備と運用が必要です。これらについて研修で指導していただくようお願いします。</p> <p>※応用ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自県が必要としているデータ ・ 自県の指定管理事業で使用している作業記録様式 <p>➤ 業務報告書を作成する上での留意点</p>
--	--

	<p>全ての業務の終了後には、発注者に業務報告書を提出する必要があります。業務報告書の目的は、実施した業務が仕様を満たしているかを客観的に示すことと、作業記録等で得られたデータを分析し、事業としての改善点、事業者としてより効率的・効果的な捕獲方法や実施体制を検討することにあります。研修では、業務報告書の役割や目的について指導してください。</p> <p>➤ 事業完了後に必要な対応</p> <p>発注者の監査機関が行う会計監査や会計検査院の实地検査等において、証拠書類の再提出が求められることも考えられます。事業完了後、事業に関連する証拠書類は一定期間保管しておく必要性を指導してください。また、会計検査の受検対象に選定された場合、法令上検査を拒むことはできないので、真摯に対応する必要があることについても指導してください。</p>
--	---

(7) 研修の進め方

講師は、講習の前提条件（認定鳥獣捕獲等事業者の責務、法人として対応すべき一般法令、指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ）をよく理解しておく必要があります。講習の受講者の業種、実績等は様々です。講習の前提条件を理解したうえで、受講者のバックグラウンド、鳥獣保護管理に関する知識や経験等の違いに配慮し、丁寧に研修を実施することが求められます。

【講習の前提条件】

- 認定鳥獣捕獲等事業者の責務
 - ・ 鳥獣の捕獲等に係る業務を受託し、契約に基づき確実に遂行する
 - ・ 雇用した従事者に対し、使用者としての責任を果たす

- 法人として対応すべき一般法令
 - ・ 鳥獣捕獲等事業に関する法令のみならず、法人組織や契約、労務管理などに関する法律を理解する

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ
 - ・ 事業受託に必要な準備について理解する
 - ・ 研修を主催する都道府県の発注ルールについて情報収集する
 - ・ 事業受託後の事業の流れについて理解する

研修は、環境省が作成した研修補助教材のパワーポイント資料等を使用して実施することを想定していますが、印刷したものを配布して説明しても構いません。講師は、パワーポイントのノート機能に記載された全ての内容を受講者に講習してください。講師は、受講者が講習内容を理解しやすいよう、鳥獣捕獲等事業の具体的な内容等、鳥獣捕獲等の経験を踏まえ、補足説明や経験談等を交えて講習することが望まれます。受講者が理解しやすいよう工夫して行ってください。

講習では、必ずしも講師が受講者に一方通行で解説する形式をとる必要はありません。むしろ、受講者の理解を助け、かつ集中力を持続させるため、講習内で必要に応じて質疑応答を受け付けましょう。

認定鳥獣捕獲等事業者
事業責任者研修実施要領

平成 31 年 3 月（初版）

発行／環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話 03-3581-3351（代表）
